

〒039-25

青森県上北郡七戸町字荒熊内67-94

七戸町立 鷹山宇一記念美術館内

鷹山宇一記念美術館友の会

☎ 0176-62-5858

FAX 0176-62-5860

友

# 友の会 会報

## 設立総会を開催

### 規約・役員等を決定

会員数203名で出発  
鷹山宇一記念美術館友の会の設立総会は、平成六年十一月十九日に中央公民館集会室で会員四十五名の参加により開催されました。最初に発起人代表より会員数186名(総会後の申込みを含め203名)の参加によって友の会を組織し、会員へのサービス・会員の相互学習・美術館への協力を通じて生涯学習に取り組み、続いて規約・事業計画が説明・承認されました。役員(別紙)の選出後、美術館に移動して収蔵品についての学習会を実施し散会しました。



総会後あいさつする友の会役員

1月5日付 テーリ東北紙より転載

# 入館者1万人を突破

## 七戸の鷹山宇一記念美術館

### 開館以来5カ月で達成

### 幸運のOLに作品贈る

上北郡七戸町立鷹山宇一記念美術館(小原恭平館長)で三日、通算の入館者が二万人を突破した。開館以来約五カ月での達成。一人目目の幸運を射止めた会社員坪律子さん(東京都国立市)には、鷹山宇一画伯の版画など記念品数点が贈られた。

同美術館は昨年八月一日、午前中から入館者が好調オープン。七戸町出身の鷹山画伯の絵画作品や、収集した西洋ランプなどを展示している。県内外の美術ファンらが訪れ、昨年十二月二十八日まで二万人にあと三十九人と迫っていた。しかし三陸はるか沖地震の影響で二十九・三十日が臨時休館となり、記録達成は今年に持ち越された。

三日は今年最初の開館



坪さんは天間林村出身。帰省中で、高校時代の同級生、高村幾子さん(七戸町)、横田和子さん(同)と一緒に同美術館に見学に来た。小原館長ら関係者の出迎えに坪さんは驚いた表情。「信じられません。お正月からこういう記念に当たってびっくり。今年はいい年になりそうと語った。記念品は、鷹山画伯自身が選んだという蝶(チョウ)と花を描いた版画作品。ほかにカレンダー、ポストカード、テレホンカード、花栗など。また高村さんから後四人にはポストカードセットが贈られた。

「友の会」創立メッセージ

# 「赤い鳥」の飛翔

美術館長 小原恭平

メーテルリンクは、とうとう幸福の「青い鳥」を手に入れることが叶わなかった。

その珠玉の名品が画伯の郷土七戸町にのみがえり、それが七戸町立鷹山宇一記念美術館の誕生である。当美術館は七戸町の誇りであり、七戸町独自の美への灯台である。

大正中期、鈴木三重吉主宰の「赤い鳥」の創刊は、世に新鮮な文芸ブームを巻き起こした。

鷹山画伯は幼年時代その文芸雑誌「赤い鳥」に大変な感銘を受けられ、絵画に対する辭勃たる情熱が湧き上がり、それ以来一筋七十年以上美の世界を追求され

万余ばかりの人口の町であつても、鷹山美術を狼火として、町の人たちがそして辺りの心ある人たちが支えとなつて、二十一世紀の懸け橋ならんと、早速鷹山

「赤い鳥」の飛翔が、今でも天空に舞つて我々を照射し続けているように、我々も又……

宇一記念美術館「友の会」が創られた。有り難く心強い限りである。美は永遠であり、友もまた永遠なる絆をもつて結ばれあひの中から、新しい文化の創造がふくらみ開花してゆく。

## 視察研修旅行のご案内

友の会では、美術館・町教育委員会のご協力により、会員の研修と親睦をはかる目的で岩手県内の市町村立の美術館・記念館を視察する研修会を実施します。

日程・費用等は以下のとおりですので多数の参加をお待ちいたします。

実施月日 平成7年2月25日(土)  
 午前8時公民館発～  
 午後5時30分公民館着(予定)  
 視察先 宮沢賢治記念館(花巻市)  
 萬鉄五郎記念館美術館(東和町)  
 費用 ￥1,500円  
 (交通費・昼食代・入館料含む)  
 申し込み 美術館友の会  
 TEL 0176-62-5858

なお先着35名で締め切らせていただきますのであらかじめご了承下さい。

### ※ ワークショップより

昨年十一月の設立総会後、美術館二階の工房で第一回学習会が開催されました。最初に八月の開館の際、

青森放送が製作・放映したTV番組「鷹山宇一の世界」をビデオで観賞し鷹山芸術の受けとめ方の参考として

から、画伯の版画・抽象画の分野における資料について財団の濱中常務理事が解説をしました。

また、ランプ・スペイン陶器・掛軸など町が寄贈・

### 企画ノートより

美術館では、本年も皆様に美術との対話を楽しんでいただくため様々な企画を予定しております。五月九日より二十八日まで、本県初の「春季二科移動秀作展」(仮称)を開催。鷹山画伯が理事を務める二科会の会員の先生方の作品をご鑑賞いただけます。その他「鳥谷幡山展」「鷹山宇一・棟方志功・松木満史三人展」などを計画しております。またスペイン民芸資料館の開館により幅広い芸術・文化に触れる環境が整います。どうぞご期待ください。大池亜希子(学芸員)

寄託を受けている鷹山作品以外の収蔵品について、その経過と内容の説明がされ、今後の展示計画などが報告されました。

美術館の工房では、製作活動に対応できる備品が整えられており、平成七年一～二月にかけては絵画教室が開催されています。

また、ビデオ・レーザーディスク等の映像資料も準備されており利用者の活用が期待されています。

## 三陸はるか沖地震で被害

### ランプ館を一時閉鎖中

昨年十二月二十八日に発生した三陸はるか沖地震は県内の文化施設にも大きな被害をもたらしましたが、当美術館でもランプ館に展示中の鷹山コレクションのランプが転倒して一部を破損する被害が発生しました。オープン以来美術館ではランプ転倒防止のため、テグスによって四方から吊る方法で固定しており北海道東方沖地震等の揺れには異常が見られませんでした。震度5以上と推測される今回の地震によって数個のランプがテグスが切れた状態で転倒し破損したものです。このため、事故の再発防止と確実な固定方法の検討のため現在ランプ館を一時閉鎖しております。早急に対策を講じて展示を再開する予定ですので来館者の皆様のご理解をお願いいたします。なおランプ館閉鎖期間中は入館料を割引しております。また、地震発生以来皆様よりお見舞い・激励を戴きまして、厚く御礼申し上げます。





# スペイン民芸資料館

## 4月に完成(文化村)

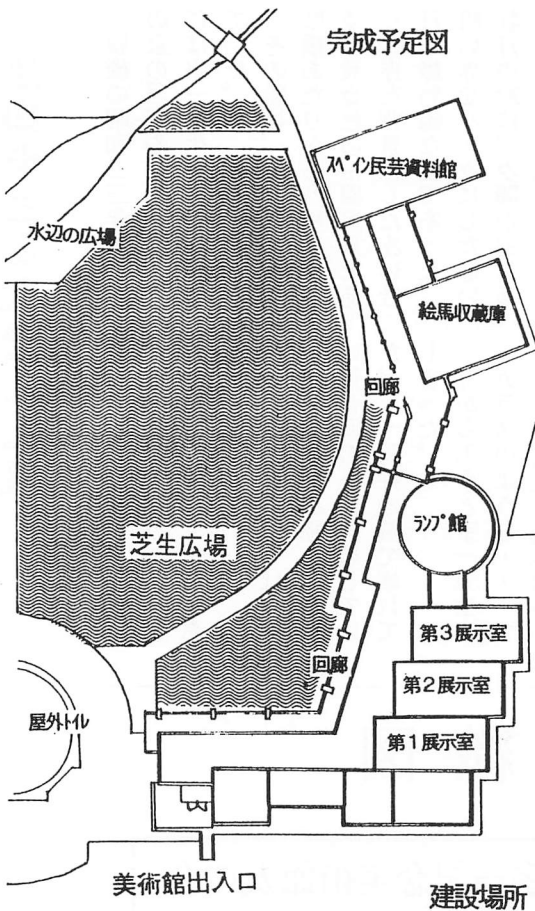
### 夏にグラランドオープンを予定

七戸町では、文化村の中にある鷹山宇一記念美術館に隣接してスペイン民芸資料館を建設中です。

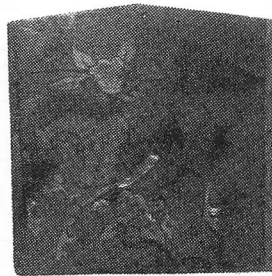
現在、建物の内外装と各種の設備工事を施工しており平成六年度中に完成する見通しです。

さらに、町では美術館の中庭に面する回廊を延長して、このスペイン館と既に完成している絵馬収蔵庫として美術館とを接続する予定です。

これらの施設全体を一つとして考えた場合、文化村の中に三つの常設展示室と



建設場所



国指定重要有形民俗文化財の絵馬



民芸資料館に展示予定のスペイン陶器

三つの特別展示室(ランプ館・絵馬館・スペイン館)そして一つの工房を備えた青森県内でも有数の文化施設が完成することになり、全国規模の企画展・巡回展等の開催も可能になるものと思われまます。

いまのところ、すべての施設が完成して、グラランドオープンができるのは、本年の七月頃と予想されていますが、スペイン館には美術評論家北川フラム氏が七戸町に寄贈されるスペイン陶器の展示が予定されています。

美術館では受付窓口におきまして、ご来館の記念やギフトとなる品物を取り扱っております。

友の会会員の皆様には割引価格が適用されますので、お買い求めの際は会員証をご提示下さい。

なお開館記念ポスターと好評をいただいております特別製作のカレンダー「幻想の世界」は残部僅少となっております。

お早めにお求め下さい。また、友の会会員証の防水加工を無料で実施しておりますので来館の際は受付までお申し出下さい。

開館記念に製作されたリトグラフ「高原の静物」は残り1枚となりました。

開館記念ポスター

(73cm X 51cm)

定価 500円

カレンダー

「幻想の世界」(12枚)

定価 2000円

テレホンカード(50度数)

「月明の仔馬」

ランプコレクション

定価 1000円

ポストカード

収蔵作品集(全6枚)

定価 1枚 100円

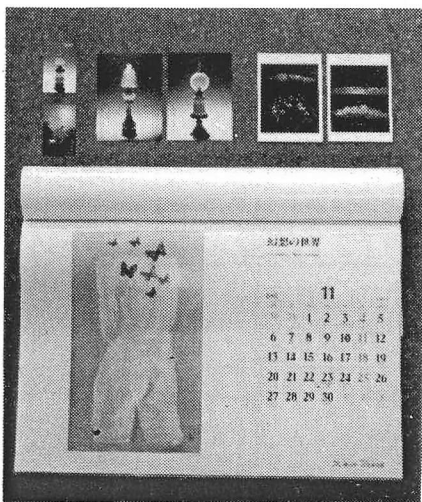
(6枚セットで500円)

ランプコレクション

(A・B各4枚セット)

4枚セットで600円

### 販売中のグッズ類



回廊でスペイン館と絵馬館と接続  
美術館グッズ好評販売中

# 鷹山先生と父そして私

濱中 達男

戦後の昭和二三年頃、私の家の居間や待合室の壁には宇一先生の絵が掛かっていた。

その絵は、町外れの新川原橋あたりから八甲田山を望む黄金色の田園風景であり、赤を背景にした赤い牡丹の静物画などであった。

暗い赤をバックにした赤い牡丹の絵は、夕闇が迫り薄暗くなった部屋では視線を向けるのが怖いような雰囲気を感じ出していた。

父は毎晩の晩酌が楽しみで、機嫌が良くなると、再び上京された宇一先生との交友について話して聞かせた。

宇一ちゃん、タロさんと呼び合い、桃山人こと当時の町長、盛田文造さんとも相当な勢いで飲んだり議論していたようである。

戦後の再生二科の仲間達は裸で銀座を練り歩くそうだから、宇一ちゃんは偉い絵描きになるぞ、とか宇一先生との交友関係を誇らしげに話していた。

又、父は先生の影響を受けたのか、赤・青・緑・茶・白色の葉ピン、化粧ピン

をかち割り、その破片を板に張り付け、バラの絵を創り、得意になって家族や患者さんに見せていた。

そのガラス絵はしばらく宇一先生の花の絵と共に狭い待合室の壁に同居していたが、十勝沖地震で壊れてしまった。

今から思うと宇一先生の「ガラスのような・・・」に通じる「透明なる想い」が、油絵具を扱えぬ父に、ガラスの破片の輝きを連想させ、絵心を刺激したのではないかと思われる。

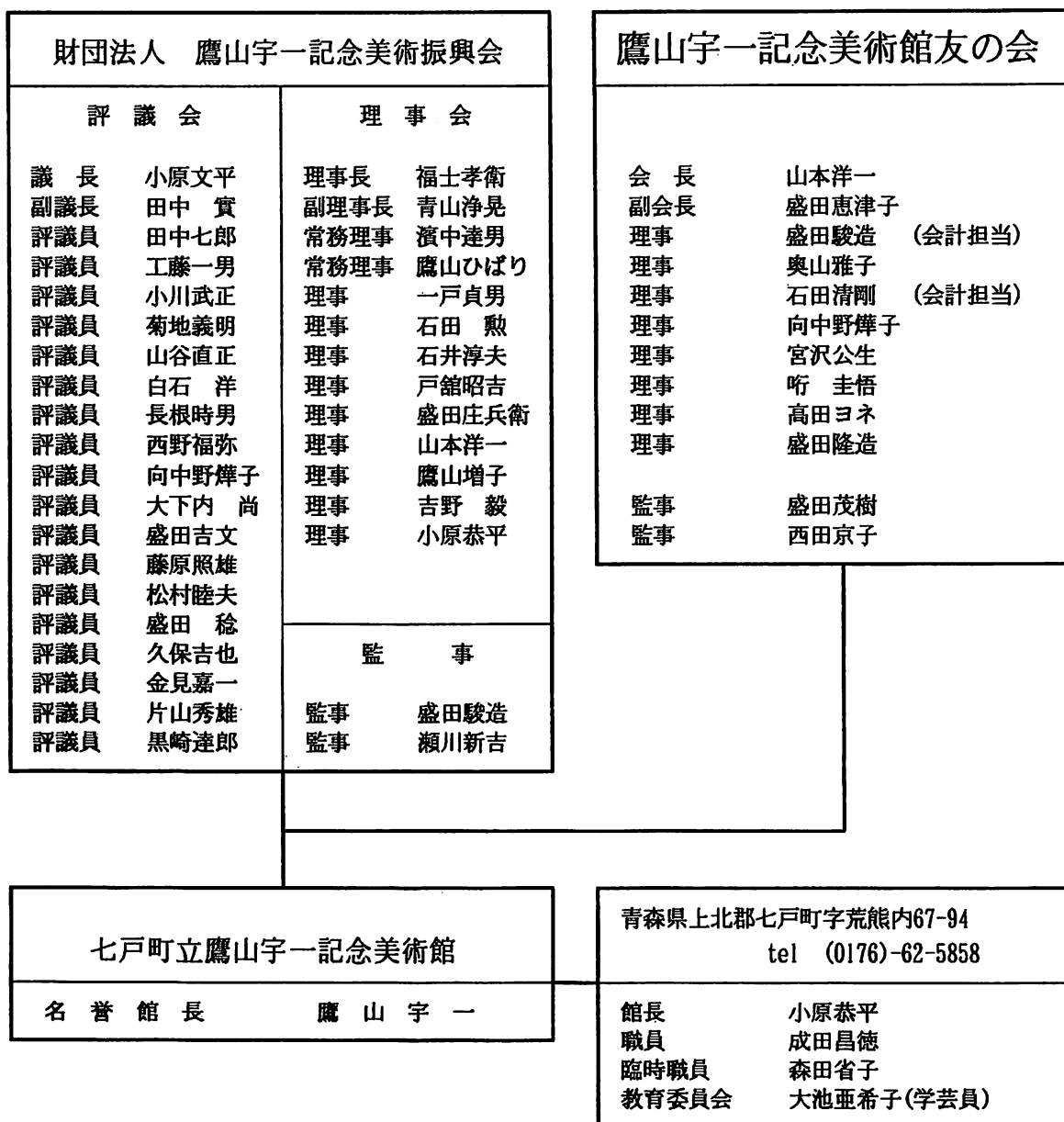
そのころから、私の心に住み付いていたいいしれぬ怖れ、不安のよいうなものを「赤い背景の赤い牡丹」の静物画の中に感じ、私の終わりのない謎解きが始まった様な気がしている。

鷹山宇一記念美術館に納まったその赤い牡丹の絵は半世紀を経て、古色を漂わせ、年代を超越した力をもって迫ってくる。

一九九五年正月三日  
(来館者一万人達成日)

美術振興会常務理事

## 美術館関係組織図



# 芸術雑感

高田 雨草

芸術とは 何だろうか？ 強く感じたことを今でも想文化とは 何だろうか？ 出す。

と、幾度となく考えてきた それはノルウェイやスイス、この年齢になって、よでは、美術館や民俗資料館が、大きい都市の中心部だが、大きい都市の中心部だうやく理解できる様になっが、大きい都市の中心部だ

『ユッタリト シンニ カ げがない郊外に案外多くあ ルチベート サレタ ニン の旅の目的は衣服の研究だ

を言った太宰の本当の気持 ッパでのカルチャーショッ ちは何だったろうか。と折 クに、主目的はどうでもよ

かしたら、津軽の富豪、偉 郊外にある小さな資料館 大な実業家であった親の社 にはいって、展示物の内

の批判、反発だっただろう イ(展示の仕方)の芸術性 品は一流でありたい。そも

から、常に心を耕すことを も美術館の館ができたことは、見方について私見を記して

欧を旅してみたが、この時、るそうだが、美術館や資料

なく、様は中みの問題であ

実践によって、地域社会へ

の貢献だけでなく、自らの

か、という安易な妥協的な

い。なぜかと言えば、現代

だと思ふからで、たとえ場

できれば次号に、芸術の

美術館友の会理事

## 鷹山宇一記念美術館

### 友の会規約

平成六年十一月十九日

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この会は、七戸町 立鷹山宇一記念美術館及 び財団法人鷹山宇一記念 美術振興会の事業活動に 協力するとともに、美術 に関する知識と教養の向 上を図るために必要な事 業を行い、もって美術文 化の振興発展に寄与する ことを目的とする。

##### (名称)

第二条 この会は、鷹山宇 一記念美術館友の会と称 する。

##### (事務局)

第三条 この会は、事務局 を財団法人鷹山宇一記念 美術振興会(七戸町字荒 熊内六十七番地九十四) 内に置く。

##### 第二章 会員

##### (会員の種別)

第四条 この会の会員は、 次の各号に掲げるとおり とする。

一 一般会員 この会の 目的に賛同して入会し た個人

二 特別会員 この会の 事業に賛同し、又は協 力する個人又は法人

(会費)

第五条 この会の一般会員 及び特別会員は、次に定 める額の会費を納入しな ければならない。

一 一般会員

三、〇〇〇円(年額)

二 特別会員(個人)

一〇、〇〇〇円(年額)

三 特別会員(法人)

二〇、〇〇〇円(年額)

(会費の不返還)

第六条 既納の会費は、会 員が脱退した場合におい ても、返還しない。

(加入)

第七条 この会の一般会員、 特別会員になろうとする 個人又は法人は、加入申 込書に会費を添えて提出 しなければならない。

2 この会の臨時総会は、 役員会が必要と認めた ときに会長が招集する。

(議長)

第十一条 総会の議長は、 会長とする。

(総会の議決事項)

第十二条 次の各号に掲げ る事項は、この規約の定 めるところにしたがい、 総会において議決しな ければならない。

一 会費の額の決定及び 変更

二 役員を選任及び解任

三 毎事業年度の事業計 画書及び予算書の作成

並びにこれらの重要な 変更

四 毎事業年度の事業報 告書及び収支計算書の 作成

五 規約の変更

六 その他この会の業務 に関する重要事項で役 員会において必要と認 めるもの

(議事)

第十三条 この会の議事は、 出席会員の過半数をもつ て決し、可否同数のとき は、議長の決するところ による。

(議事録)

第十四条 この会の総会の 議事については、議事録

集する。

を作成し、議長及び出席  
会員二人が署名押印の上  
保存しなければならない。

#### 第四章 役員

##### (役員)

第十五条 この会には、次  
の役員を置く。

- 一 理事 十人以上  
(うち一人を会長、一  
人を副会長とする。)
- 二 監事 二人

##### (役員を選任)

第十六条 この会の役員は、  
総会において選任する。

- 2 会長、副会長は、理事  
の互選により定める。
- 3 理事は、監事と兼ねて  
はならない。

##### (理事の職務)

第十七条 会長は、この会  
の業務を総理し、この会  
を代表する。

- 2 副会長は、会長の定め  
るところにより、会長を  
補佐してこの会の業務を  
掌理し、会長に事故があ  
るときはその職務を代理  
し、会長が欠員の時はそ  
の職務を代わって行う。

3 理事は、理事会を組織  
して、この規約に定める  
もののほか、この会の総  
会の権限に属せしめられ  
た事項以外の事項を議決  
し、及びこの会の業務を  
執行する。

##### (理事会)

第十八条 この会の理事会  
は、必要に応じ、会長が  
招集する。

- 2 理事会の議長は、会長  
とする。

第十九条 この会の理事会  
の議事は、出席理事の過  
半数をもって決し、可否  
同数のときは、議長の決  
するところによる。

##### (監事の職務)

第二十条 監事は、この会  
の財産及び業務に関し、  
次の各号に掲げる職務を  
行う。

- 一 会計の状況を監査す  
ること
- 二 理事の業務執行の状  
況を監査すること

第二十一条 この会の役員  
の任期は、二年とする。

- ただし、再任を妨げない。  
2 補欠又は増員により選  
任された役員の任期は、  
前項本文の規定にかかわ  
らず前任者又は現任者の  
残任期間とする。

3 役員は、その任期満了  
後においても後任者が就  
任するまでは、引き続き  
その職務を行う。

##### (役員報酬)

第二十二条 この会の役員  
には、報酬を支給しない。

#### 第五章 事業

##### (事業)

第二十三条 この会は、第  
一条の目的を達成するた  
め、七戸町立鷹山宇一記  
念美術館及び財団法人鷹  
山宇一記念美術館振興会と  
緊密な連携のもとに、次  
の各号に掲げる事業を行  
う。

- 一 鷹山宇一記念美術館  
及び財団法人鷹山宇一  
記念美術館振興会の事業  
活動に協力すること
- 二 美術に関する講座、  
講演会、その他催しを  
開催すること
- 三 県内外の美術館の研  
修視察を行うこと
- 四 美術に関する資料を  
収集すること
- 五 優秀な美術創作活動  
を顕彰・奨励すること
- 六 前各号に掲げる事業  
に附帯する事業

##### (事業年度)

第二十四条 この会の事業  
年度は、毎年四月一日に  
始まり、翌年三月三十一  
日に終わる。

##### (経費の支弁)

第二十五条 この会の事業  
遂行に要する経費は、会  
費による収入、事業によ  
る収入その他の収入をも  
って支弁する。

第二十六条 この会は、毎  
事業年度開始前に理事会  
及び総会の議決により事  
業計画書及び予算書を作  
成しなければならない。

2 事業計画書及び予算書  
の作成後に生じた理由に  
より、事業計画書及び予  
算書に重要な変更を加え  
る必要が生じたときは、  
理事会及び総会の議決に  
より必要な変更をしな  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

##### (事業計画書及び予算書)

第二十六条 この会は、毎  
事業年度開始前に理事会  
及び総会の議決により事  
業計画書及び予算書を作  
成しなければならない。

2 事業計画書及び予算書  
の作成後に生じた理由に  
より、事業計画書及び予  
算書に重要な変更を加え  
る必要が生じたときは、  
理事会及び総会の議決に  
より必要な変更をしな  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

3 この会は、毎事業年度  
の事業計画書及び予算書  
を作成し、又はこれに重  
要な変更を加えたときは、  
その旨を財団法人鷹山宇  
一記念美術館振興会に届  
ければならない。

##### (解 散)

第二十九条 この会の解散  
は、理事会及び総会にお  
いて、それぞれ理事又  
は会員の現在数の四分の三  
以上の議決をもって決定  
し、その旨を財団法人鷹  
山宇一記念美術館振興会に  
届けなければならない。

第八章 補則

第三十条 この会は、事務  
所に、次の各号に掲げる  
書類及び帳簿を備え、当  
該各号に定める期間これ  
を保存しなければならない。

一 規約及びその変更に  
関する書類

二 役員及び会員名簿

三 総会の議事録

四 事業計画書及び予算  
書並びに事業報告書、  
収支計算書

五 会計帳簿及び証拠書  
類

六 監事の職務執行に関  
する書類

七 その他必要な書類

十年

三年

十年

十年

十年

十年

十年

##### (細 則)

第三十一条 この規約の規  
定を実施するため必要な  
細則は、理事会の議決に  
よって定める。

附 則

1 この規約は、平成六年  
十一月十九日から施行す  
る。

2 第二十一条の規定にか  
かわらず、この会の設立  
当初の役員任期は、平  
成八年度総会までとする。

3 第二十四条の規定にか  
かわらず、この会の設立  
当初の事業年度は、平成  
八年三月三十一日までと  
する。

## お 願 い

たいへん遅くなりましたが友の会の会報第一号をお届けいたします。

今後は美術館に関する情報とともに会員の皆様の感想・意見・提案・不満等ができるだけ載せていきたいと思っております。

原稿がありましたら美術館までお寄せ下さい。FAXでも結構です。